



【ウェビナー】多国間主義に瓦解の兆し
—試されるグローバルビジネスの耐性
2025年版世界貿易投資報告



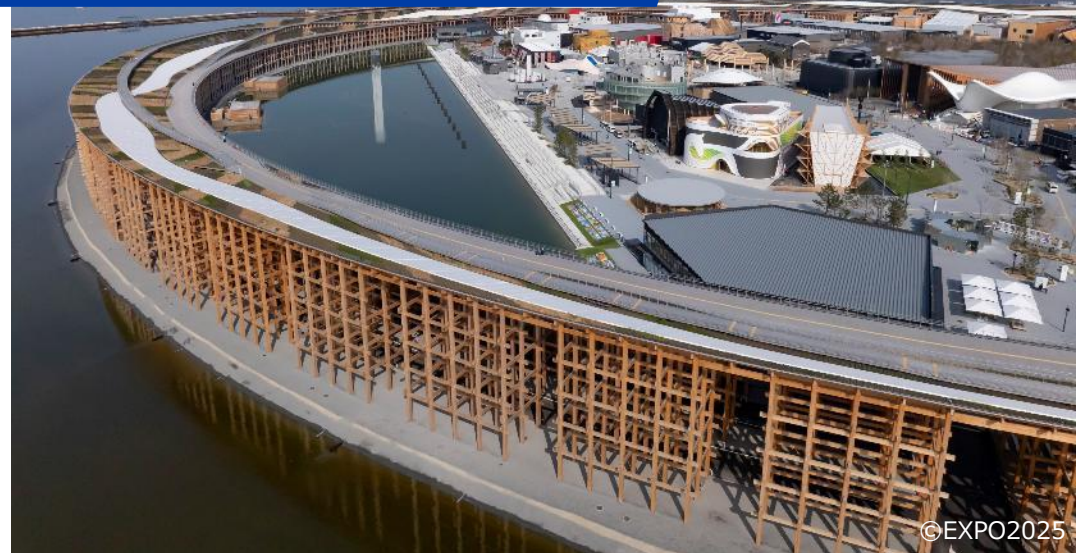
講演3

歴史的な転換点を迎える国際通商秩序、企業の対応は

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 国際経済課 北見 創

2025年7月30日



日本貿易振興機構（ジェトロ） 調査部国際経済課 課長代理

北見 創

きたみ そう

- 2009年4月、日本貿易振興機構（ジェトロ）入構。
- 海外調査部アジア大洋州課（2009～2012年）、大阪本部（2012～2014年）、カラチ事務所（2015～2017年）、アジア大洋州課リサーチマネージャー（2017～2020年）、バンコク事務所アジア広域調査員（2020～2024年）を経て、2024年10月より現職。
- 担当業務：経済安全保障、通商政策・WTO・FTA／EPA、グローバルサウス・新興国経済など

2025年版「ジェトロ世界貿易投資報告」の構成

第Ⅰ章 世界と日本の経済・貿易

第1節 世界経済の動向

- (1) 世界経済の現状と見通し
- (2) インフレおよび金利・為替の動向
- (3) 2025年に向けた世界経済の展望とリスク

第2節 世界の貿易

- (1) 世界の財貿易
- (2) 世界のサービス貿易
- (3) 世界のEC市場

第3節 日本の経済・貿易の現状

- (1) 日本経済の現状
- (2) 日本の財貿易
- (3) 日本のサービス貿易

[コラム] 日本の農林水産物・食品輸出

第Ⅱ章 世界と日本の直接投資

第1節 世界の直接投資

- (1) 世界の直接投資動向
- (2) グローバル企業の投資動向
- (3) グローバルサウス諸国の投資動向
- (4) 2025年の見通し

第2節 主要国・地域の産業動向

- (1) 戦略的産業の政策・投資動向
- (2) 世界の半導体関連投資
- (3) 世界の電気自動車（EV）・バッテリー投資
- (4) 世界の再生可能エネルギー関連投資
- (5) 世界のデジタル関連投資

第3節 日本の直接投資と企業動向

- (1) 日本の対外直接投資
- (2) 日本の対内直接投資
- (3) 日系企業の海外ビジネス動向

[コラム] グローバルサウス争奪戦、日本と中国の競争激化

第Ⅲ章 世界の通商ルール形成の動向

第1節 世界の通商政策を巡る最新動向

- (1) 2024年以降の通商環境の変化と主要課題
- (2) 主要国・地域の通商政策

[コラム] 物議を醸す米国相互関税率の算出方法

- (3) 経済安全保障のトレンドと企業の対応

第2節 多国間貿易体制の現状と課題

- (1) WTOにおけるルール形成
- (2) 世界および日本のFTAの現状

第3節 世界の新たなルール形成の動き

- (1) デジタル社会のルール形成
- (2) 見直されるサステナビリティ政策
- (3) 日本企業のサステナビリティ対応

[コラム] 大阪・関西万博から世界へ発信！地球の環境を守る新たなグリーン技術



ジェトロウェブサイト上で、過去のレポートも含め全文ご覧いただけます。
▼詳しくは以下QRコード／URLより▼



<https://www.jetro.go.jp/world/qtir/>

本日の内容

1. 国際通商秩序と多国間貿易交渉の行方
2. 自由貿易から経済安全保障の時代に
3. グローバル戦略の練り直し急ぐ日本企業

1 | 歴史的な転換期を迎える国際通商秩序

- 経済産業省は現在の世界の通商環境の情勢について、新自由主義の時代から保護主義が台頭する時代へと変化する「**国際経済秩序の歴史的な転換期**」とする。通商環境では5つの大きな潮流がある。
- 貿易政策不確実性指数（TPU）は2025年に入り、かつてない水準に上昇している。

現在の世界の通商環境の情勢 —5つの大きな潮流— (経済産業省)



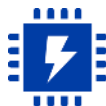
格差拡大を背景とした保護主義
・国際経済秩序の揺らぎ



過剰供給・過剰依存による
脅威の顕在化



グローバルサウスを巡る
競争の激化

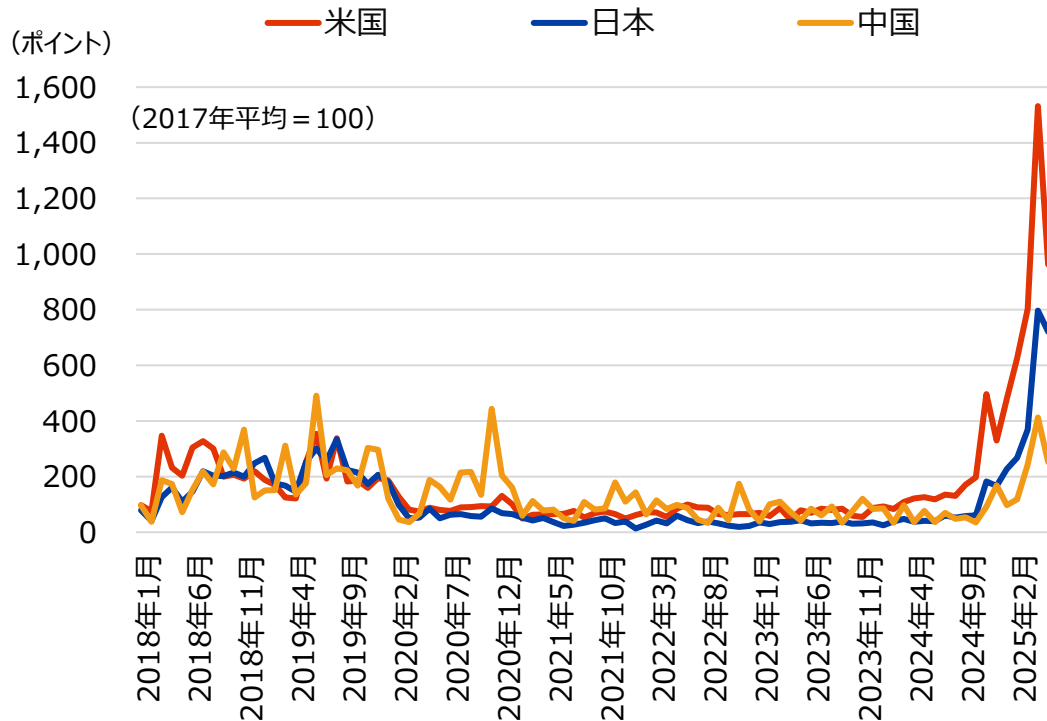


デジタル化が
すべてを飲み込む時代へ



競争力強化策としての
環境エネルギー政策

貿易政策不確実性指数（TPU）



(注) TPUは、主要新聞などでの貿易政策と不確実性に関連する用語の同時出現頻度をカウントすることで算出される。数値が高いほど不確実性が高い。日本は通商政策不確実性指数（経済産業研究所）、米国はTPU (Caldara, Iacoviello, Molligo, Prestipino, and Raffo)、中国はThe Chinese Mainland TPU (Davis, Liu and Sheng) に基づく。

(出所) Economic Policy Uncertainty

Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved.
ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

(出所) 経済産業省「通商戦略2025」より作成。

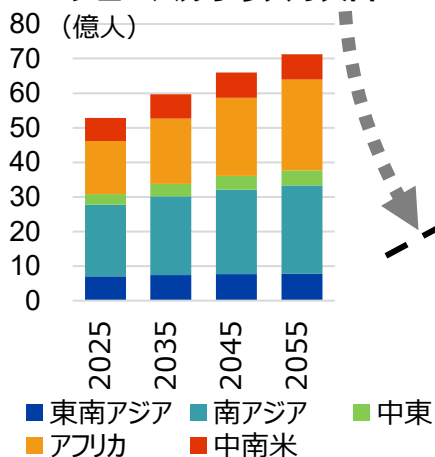
2 | 動揺する通商秩序、同志国・グローバルサウスとの連携がカギ

- 米国は、多国間主義に基づく国際通商秩序に挑戦。中国の過剰生産能力に基づく輸出増加は、貿易摩擦を誘発。保護主義、ブロック化の懸念が増大。一方、米国が世界貿易に占める割合は約11%、中国は約15%。残る4分の3の国・地域で通商秩序を維持できるシナリオも。**存在感を増すグローバルサウス諸国や同志国との地域を超えた連携がカギ。**

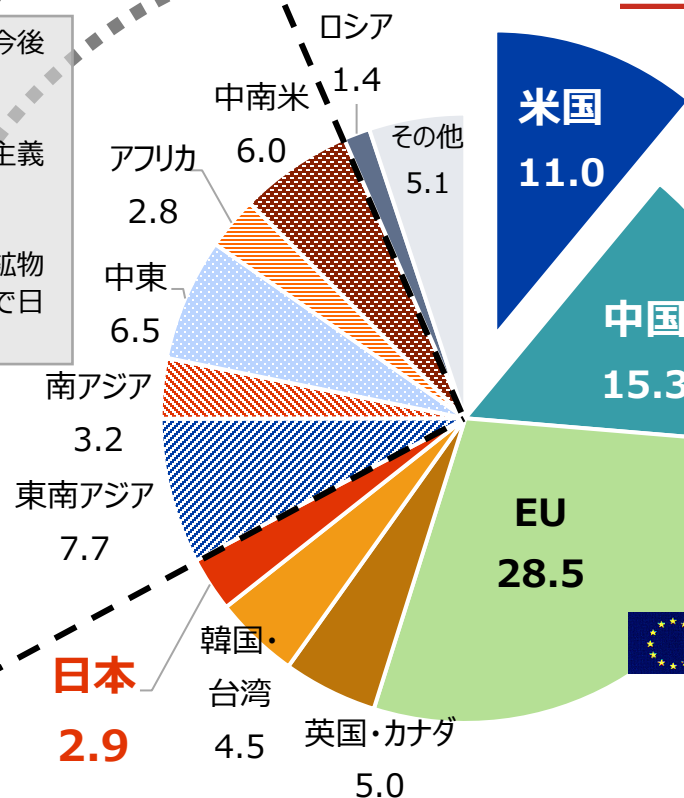
グローバルサウス地域 26.3%

- ・世界貿易における存在感拡大。今後30年で、世界人口の7割以上に
- ・**成長市場で競争が激化する傾向**
- ・保護主義政策を非難し、多国間主義と自由貿易の原則の擁護を強調(2025年7月BRICS首脳会議)
- ・サプライチェーン多元化、重要鉱物確保、脱炭素や社会課題解決等で日本企業と連携の余地大

グローバルサウスの人口



世界貿易総額における構成比 (2024年、%)



- ・反グローバル化、通商秩序を覆す動き
- ・外交手段としての関税措置。**同盟国と懸念国を区別しない措置の濫発**
- ・経済安全保障をめぐる**対中輸出管理の強化**
- ・パリ協定離脱など、サステナビリティ政策の逆行
- ・米国への投資、現地生産へのシフト圧力



- ・米国の保護主義に対抗し、RCEPやBRICSなどを通じて**多国間主義の強化を訴え**
- ・一方、レアアースなどの輸出制限を通じた経済的圧力を外交カードとして活用
- ・国内の過剰生産能力、米国の追加関税措置を受けた輸出、海外進出の加速
- 各地で貿易摩擦が発生、各国はアンチダンピング税など救済措置を発動**
- ・米国とのデカップリングはさらに進行

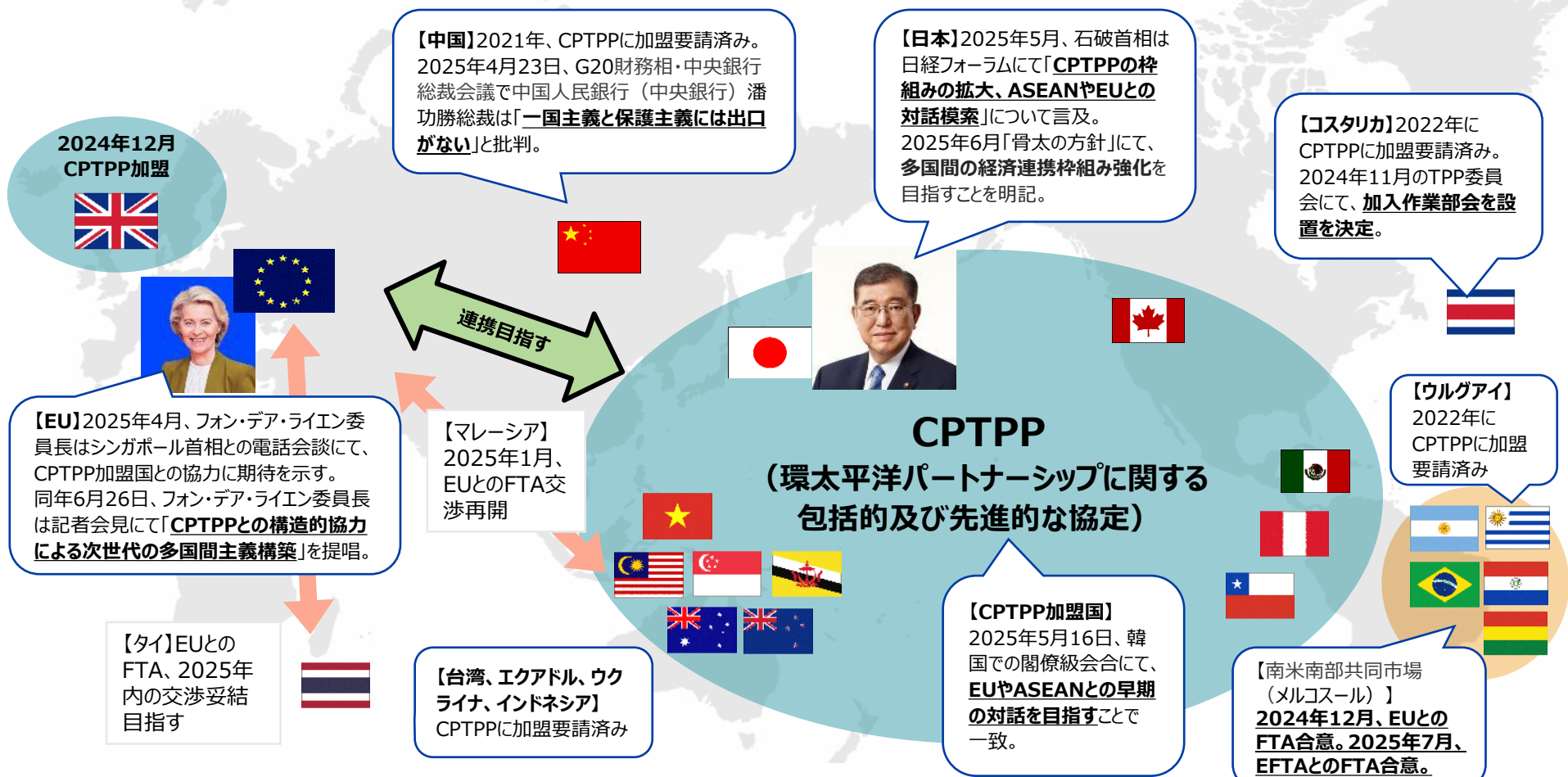


- ・CPTPPやメルコスール、ASEANとの連携など、**米国を除く新たな通商秩序を模索する動き**
- ・中国製品の流入増、対中経済安全保障リスクを警戒
- ・機能不全のWTOの代わりにMPIA*を主導
- ・米中との技術革新ギャップ解消、脱炭素化と競争力強化の両立、域外依存の低減を目指す

(注) 中国は香港を含む。*MPIA：多国間暫定上訴仲裁アレンジメント
(出所) UNCTAD、国連人口統計、RIETI等より作成

3 | 米国の保護主義的措置に対抗、EUとCPTPPの連携構想

- 米国の第2次トランプ政権による保護主義的関税措置により、従来の自由貿易体制が揺らいでいる。
- 米国の関税政策への危機感から、**EUは2025年にCPTPPとの連携に対し積極姿勢に転換**。日本政府は「自由貿易」を堅持する姿勢で、多国間の経済連携枠組み強化を目指す。**中国は自由貿易体制の擁護者**としての立場を強調。



(出所) 内閣府・経済産業省資料、ロイター、ポリティコ、日本経済新聞など各種報道から作成

(写真出所) © 欧州委員会 European Union, 1995-2025、© 首相官邸「閣僚等名簿」、© 中華人民共和国中央人民政府

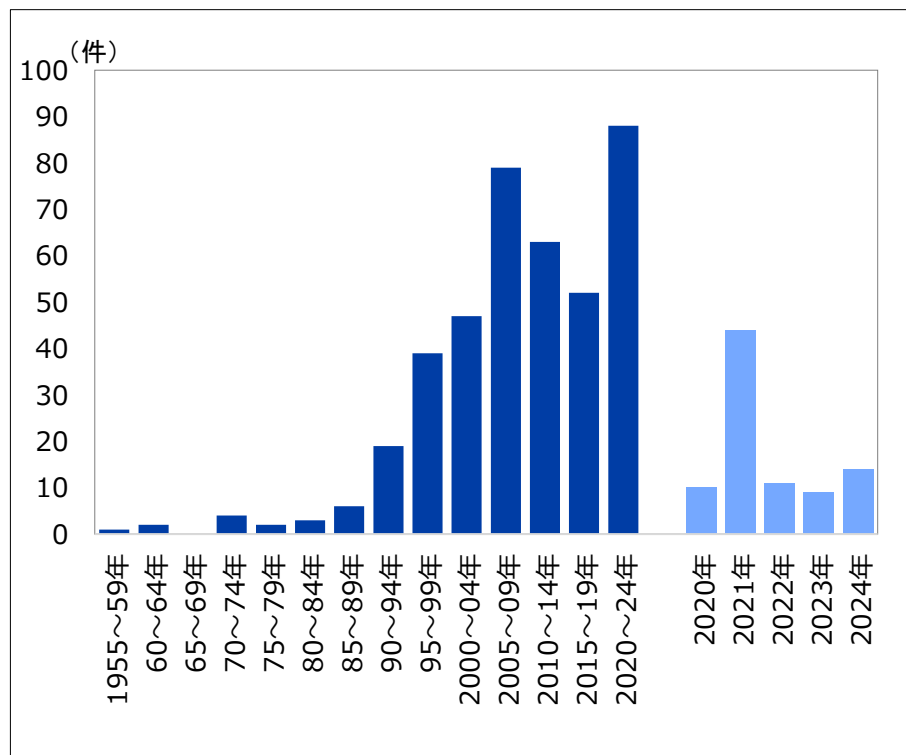
4 保護主義の壁が増える中、経済連携・FTAはさらに重要に

- ジェトロ調べでは、2024年末の世界の発効済み自由貿易協定（FTA）件数は**405件**。
- 2024年は**14協定**が新たに発効。特に、中国を締約国に含むFTAが多く発効した。また、UAEも積極的に包括的経済連携協定（CEPA）の締結を進めている。韓国は5カ国と交渉を開始。

2024年に発効されたFTA

年	月	協定名
2024	1月	中国・ニカラグア自由貿易協定
		UAE・カンボジア包括的経済連携協定
	3月	グアテマラ・イスラエル自由貿易協定
	5月	中国・エクアドル自由貿易協定
		EU・ニュージーランド自由貿易協定
	6月	UAE・ジョージア包括的経済連携協定
	7月	3機関自由貿易圏（TFTA）
		中国・セルビア自由貿易協定
		EU・ケニア経済連携協定
	9月	EFTA・モルドバ自由貿易協定
	10月	コスタリカ・エクアドル自由貿易協定
	11月	ベトナム・イスラエル自由貿易協定
	12月	韓国・フィリピン自由貿易協定
		パキスタン・アゼルバイジャン特惠貿易協定

世界の発効済みFTA発効件数（発効年別）

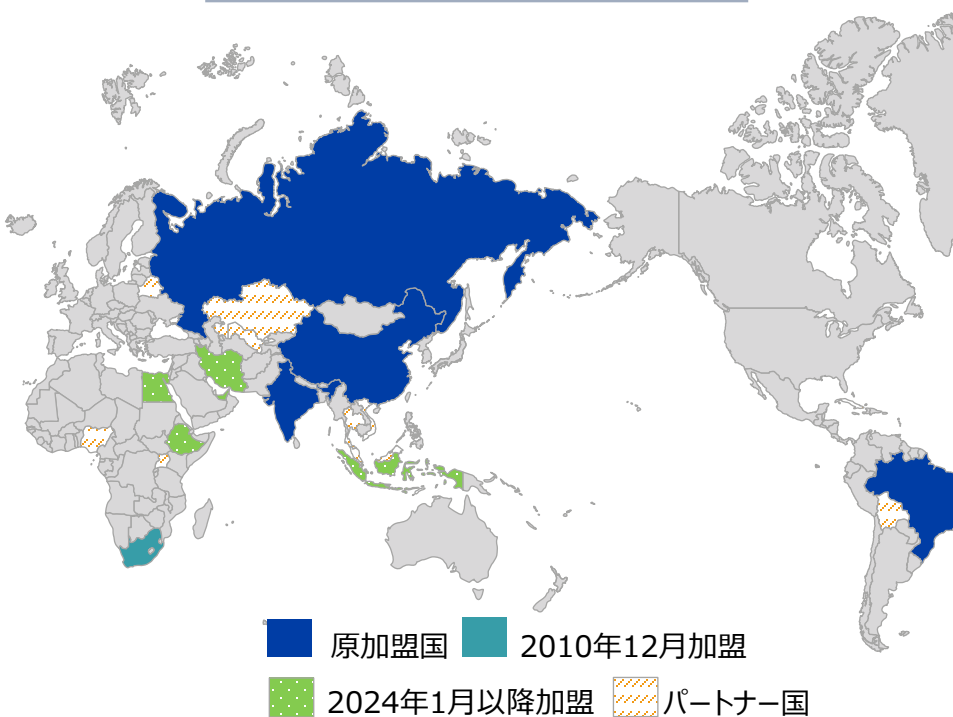


（注）2025年1月1日時点。
（出所）ジェトロ「世界のFTAデータベース」

5 | BRICSが加盟国拡大へ、脱ドル構想も

- BRICSには2024年にUAE、イラン、エジプト、エチオピア、2025年にインドネシアが加盟。2024年10月、第16回BRICS首脳会議にて「パートナー国」制度を新設、タイ、マレーシア、ナイジェリア、ベトナムなどを含む10カ国が加入。
- BRICS諸国は国際金融への依存を減らす**脱ドル**の取り組みを構想。**自国通貨の相互利用**を推進する動きが優勢。他方、米国は脱ドルの動きを牽制。2025年7月のリオ宣言で「多国間主義の強化とグローバル・ガバナンスの改革」を強調。

BRICS加盟国、パートナー国



(注) BRICSはブラジル、ロシア、インド、中国が原加盟国、南アフリカ共和国が2010年に加盟。

(出所) BRICS公式サイトおよび各種報道からジェトロ作成

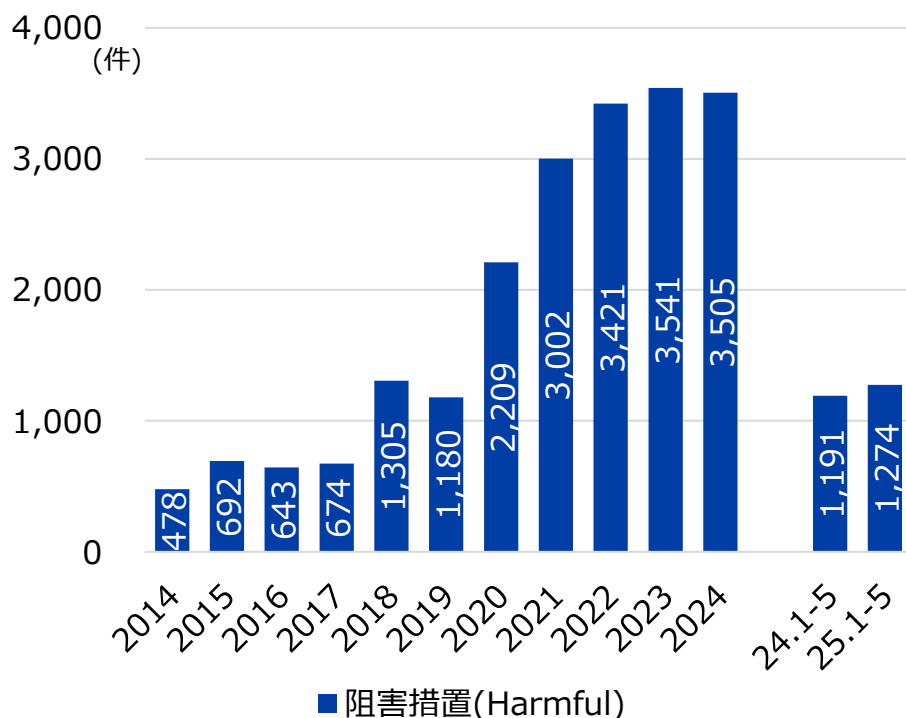
BRICS脱ドルの動き

BRICS金融システム（構想）	概要	補完を想定される西側金融システム
BRICSペイ	加盟国間で企業・個人が自国通貨による直接決済を可能とする分散型決済システム。 2022年からパイロット開始済み、2023年から一部企業が利用開始。	VISA、Mastercard など
BRICSブリッジ	加盟国間で利用可能な決済プラットフォーム。各国のデジタル通貨などを用いて国境を越えた決済を実行する。構想段階だが、 <u>既にロシアのSWIFT代替システム（SPFS）と中国の人民元決済網（CIPS）を接続する動きも報じられている。</u>	国際銀行間通信協会（SWIFT）
BRICSクリア	各国の中央証券預託機関（CSD）を連結する分散型の国際中央証券預託機関（ICSD）。BRICSの投資家が相互に債券・株式を直接取引を可能に。構想段階。	ユーロクリア、クリアストリーム など
新開発銀行（NDB）	加盟国のインフラ整備や持続可能な開発プロジェクトへの融資。2015年設立。BRICS原加盟国に加え、 <u>バングラデシュ、UAE、エジプト、アルジェリア、コロンビアが加盟済み。</u>	IMF
予備準備制度（CRA）	BRICS諸国間で相互に外貨を融通する仕組み。2015年に創設。	同上

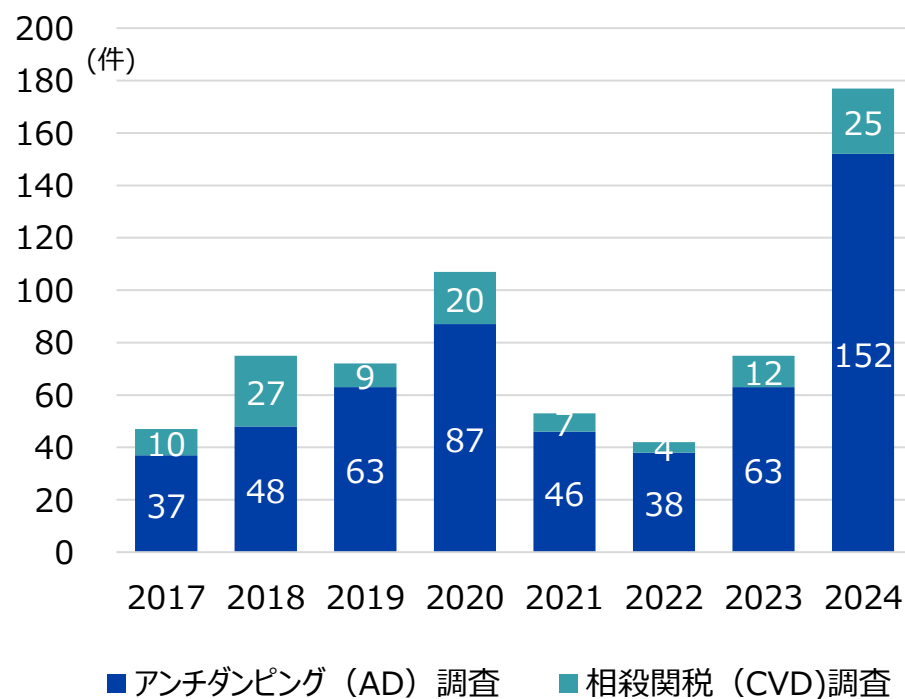
6 貿易投資障害措置が増加、各地で対中貿易摩擦に

- 2024年に世界で導入された貿易・投資を障害する新たな政策介入は3,505件と高止まり。国別の障害措置の導入件数は米国が716件で最大。**他国により障害措置を被った件数では中国（1,224件）が最多。**
- 中国製品の流入を懸念する各国は、中国製品に対してアンチダンピング（AD）や相殺関税（CVD）の調査を開始。**中国に対するAD調査件数は過去最高水準**となっている。

貿易・投資を障害する新たな政策介入の件数(世界計)



中国に対するアンチダンピング調査、相殺関税調査の件数の推移



(注) ①障害措置は政府介入のうち、国境を越えた商品やサービス、資本の流れを妨げ、相手国に悪影響を及ぼす措置。

②件数は、導入と報告が同じ年内に行われた措置のみをカウント（両表とも）

③2025年6月11日時点での登録データに基づく集計。

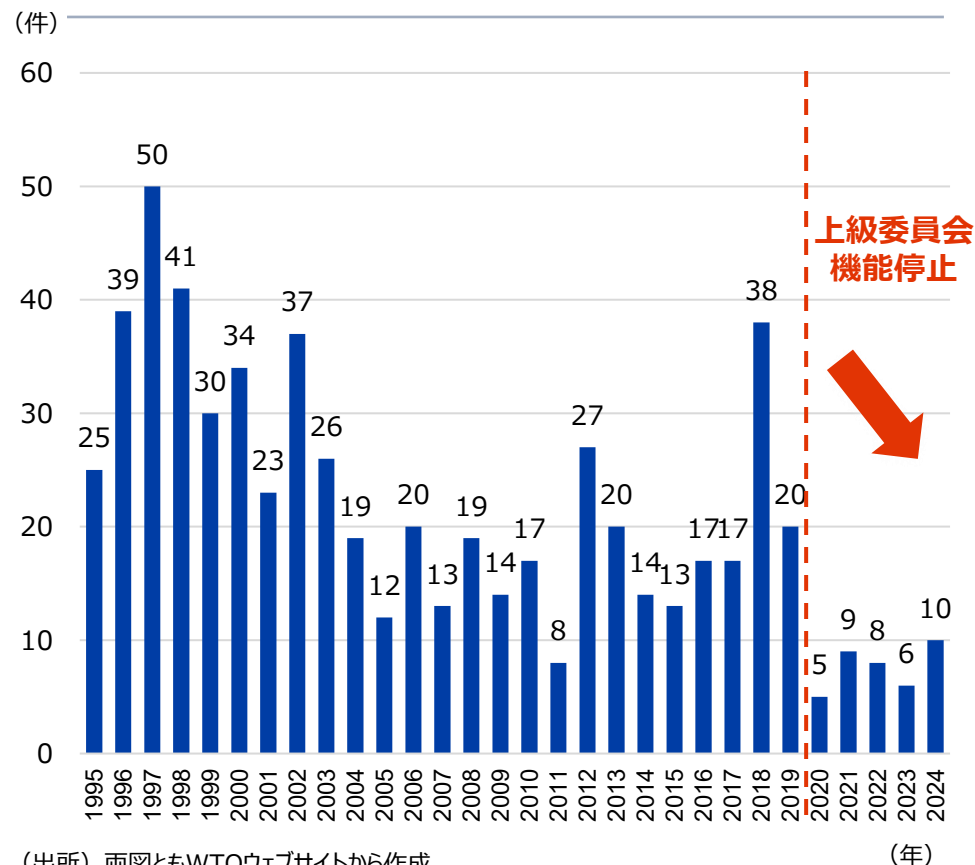
(出所) Global Trade Alert, ザンクトガレン貿易繁栄基金から作成

(出所) WTO貿易救済ポータルから作成

7 | 膠着するWTO上級委問題、一方で対米DSが増加

- WTO紛争解決制度は小委員会（パネル）、上級委員会の二審制だが、2020年以降は上級委員会が機能停止に。**紛争処理件数は、機能停止前の半分以下に減少。ルール執行への信頼が失われつつある。**上訴することで紛争案件を事実上の塩漬け状態とする「空上訴」は、これまで25件（2024年12月末時点）に上る。
- 2025年のWTO紛争解決（DS）協議要請では、トランプ政権の追加関税など、米国を相手取った申し立てが増加。

WTOの紛争処理（協議要請）件数



2025年のWTO紛争解決（DS）協議要請

案件名	協議要請日	申立国	被申立国
中国－標準必須特許（SEP）に係る世界規模のライセンス条件の措置（DS632）	1月20日	EU	中国
米国－中国からの輸入物品に対する追加輸入関税（DS633）	2月4日	中国	米国
米国－カナダからの輸入物品に対する追加輸入関税（DS634）	3月4日	カナダ	米国
米国－カナダからの鉄鋼・アルミニウムに対する追加輸入関税（DS635）	3月12日	カナダ	米国
中国－カナダからの特定の農林水産品に対する追加関税（DS636）	3月20日	カナダ	中国
米国－カナダからの自動車および同部品の輸入に対する追加関税（DS637）	4月3日	カナダ	米国
米国－中国からの輸入にかかる全世界および特定国への追加関税（DS638）	4月4日	中国	米国
EUおよび加盟国－炭素国境調整メカニズム（DS639）	5月12日	ロシア	EU

8 | 新たな通商秩序、WTOを代替するMPIAに注目

- 上級委を代替させる機能をもつMPIAが2020年4月に立ち上がった。日本も2023年3月に参加しており、MPIAが有効な役割を果たす事例もみられている。

多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）



WTOでは「空上訴」により紛争案件が塩漬けされる

MPIA参加メンバー：57カ国・地域

一審

パネル審理



二審

上級委員会
審理
※2019年以降
機能停止中

MPIA参加国同士

MPIA暫定上訴仲裁

または

MPIA不参加国がいる場合

アドホック
(二国間合意) 仲裁



MPIA参加メンバーは「空上訴」しない約束
仲裁判断や協議により紛争解決を追求

2025年5月：マレーシア、パラグアイが参加
2025年6月：英国が参加

MPIAを活用した案件の一覧

	案件名	申立国	結論
MPIAによる 仲裁判断	コロンビア－EU産冷凍ポテトフライへのAD措置（DS591）	EU	2022年12月 仲裁判断
MPIAへ不服 申立てせずに 最終決定、 撤回、失効、 紛争解決した 案件	カナダ－商用航空機に関する措置（DS522）	ブラジル	2021年2月和解
	カナダ－ワイン販売に関する措置（DS537）	オーストラリア	2021年5月和解
	EU－鉄鋼セーフガード措置（DS595）	トルコ	2022年5月 パネル報告書
	コスタリカ－アボカド輸入に関する措置（DS524）	メキシコ	2022年5月パネル 報告書、措置撤廃
	中国－カナダ産キャノラに対する検疫措置（DS589）	カナダ	2022年8月 パネル中断
	中国－オーストラリア産大麦に関するAD・CVD措置（DS598）	オーストラリア	2023年8月 和解、措置撤廃
	中国－オーストラリア産ワインに関するAD措置（DS602）	オーストラリア	2024年3月 和解、措置撤廃
	オーストラリア－中国産品に対するAD・CVD措置（DS603）	中国	2024年4月 パネル報告書
	中国－日本製ステンレス製品に対するAD措置（DS601）	日本	2024年7月 措置撤廃
	EUによるブラジル産鶏肉調製品の輸入に関する措置（DS607）	ブラジル	2021年11月 協議開始
当事国が MPIA参加 メンバーである 案件	中国によるリトアニア製品に対する通関拒否（DS610）	EU	2025年1月 パネル停止
	中国－知的財産権の行使（DS611）	EU	2025年4月 仲裁申し立て

本日の内容

1. 国際通商秩序と多国間貿易交渉の行方
2. 自由貿易から経済安全保障の時代に
3. グローバル戦略の練り直し急ぐ日本企業

1 | 経済安全保障とは？

新型コロナ

ロシアの
ウクライナ侵
攻

サプライチェーン
の混乱・途絶

たとえば・・

自動車産業では、コロナ禍の都市封鎖により従業員が工場に入れなくなり、中国での自動車部品の生産がストップ
→自動車生産・供給全体に大幅な遅れ

・Point・

サプライチェーンの見直しが求められている



調達



生産



物流



販売



消費

米中貿易
摩擦

国家安全
保障

米中の覇権争い
技術競争激化

たとえば・・

米国は中国からの輸入品に追加の関税を課す



中国に対抗するための政策・措置



米国に対抗するための政策・措置

中国も対抗し、米国からの輸入品に追加関税を課す

・Point・

米中貿易摩擦の影響が世界貿易全体に波及

AI

ドローン

先端技術流出
軍民両用品の拡大



AIを搭載したドローンが敵の位置を自動的に識別し攻撃



ロボットが爆弾処理や敵の偵察・監視、攻撃などを担う

・Point・

自国産業の優位性低下だけでなく、国際情勢の悪化ひいては自国の安全保障上のリスクに

各国・地域における「経済安全保障」推進のための政策立案

2 | エコノミック・ステイトクラフト

- 経済的技法を通じた対外関係における影響力行使：エコノミック・ステイトクラフトと呼ばれる

ステイトクラフトの技法

プロパガンダ

外交

エコノミック・ステイトクラフト

ミリタリー・ステイトクラフト

ネガティブなエコノミック・ステイトクラフトの例

貿易	資本（金融）
禁輸 ボイコット（輸入禁止） 関税引き上げ 差別関税（割増関税） 「最恵国待遇」の取り消し ブラックリスト（取引禁止） 輸出入の割当制 輸出入の許可の取り消し ダンピング 買占め 上記の措置の脅し	資産凍結 資本流入の規制 援助の停止 収用 課税強化 国際機関への分担金の留保 上記の措置の脅し

ポジティブなエコノミック・ステイトクラフトの例

貿易	資本（金融）
差別関税（特惠関税） 「最恵国待遇」の付与 関税引き下げ 直接購入 輸出入の補助金 輸出入の許可 上記の措置の約束	援助の供与 投資保証 民間の対外投資または外資導入の奨励 課税の優遇 上記の措置の約束

地経学的アクションの分類

地経学的アクション	主な特徴	目的	対象国・制度（例）	経済的手段
経済的強制 Economic Coercion	仕掛ける側が標的に対して経済的コストを賦課	他国への要求や報復など	中国⇒日本、フィリピン、韓国、オーストラリア	輸入制限、交渉中断、人的交流制限、港湾封鎖など
経済の武器化 Economic Weaponization	経済政策の手段が侵略・威嚇などの手段として性質変化	一国による制裁措置	非対称的な相互依存ネットワーク	半導体製造における必須製品の輸出管理体制の見直し
経済国政術 Economic Statecraft	内外の幅広い経済活動に対して、国家が影響力を行使	経済競争力の強化等	外的要因を契機に国内制度を変更、主に対外政策	投資規制、貿易管理、デカップリング等

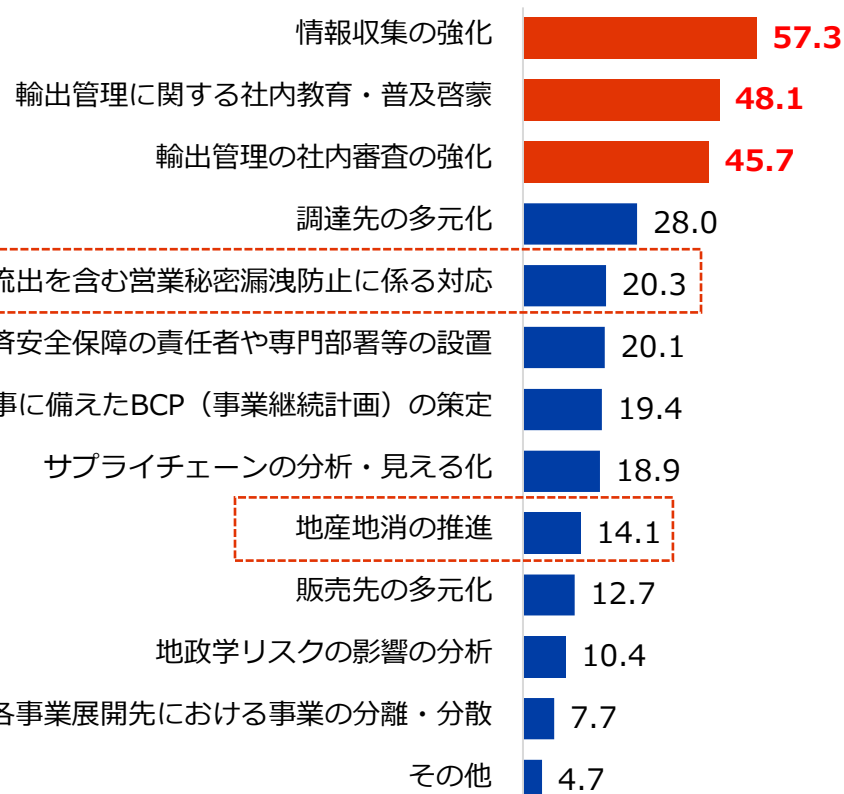
〔出所〕 デヴィッド・A・ボールドウィン（1985）「エコノミック・ステイトクラフト」
 寺田貴（2023）「インド太平洋地経学と米中覇権競争」

3 | 日本企業の地政学リスク対応：輸出管理が優先課題

- 地政学リスクの高まりに伴う主要国の政策介入の広がり、日本企業にさまざまな対応を迫る。**情報収集、社内教育、輸出管理上の審査は最重要課題**。調達先の多元化なども主要課題に。
- 情報収集強化のテーマとして**米国輸出管理規制は、日本の法令以上に高い関心**。

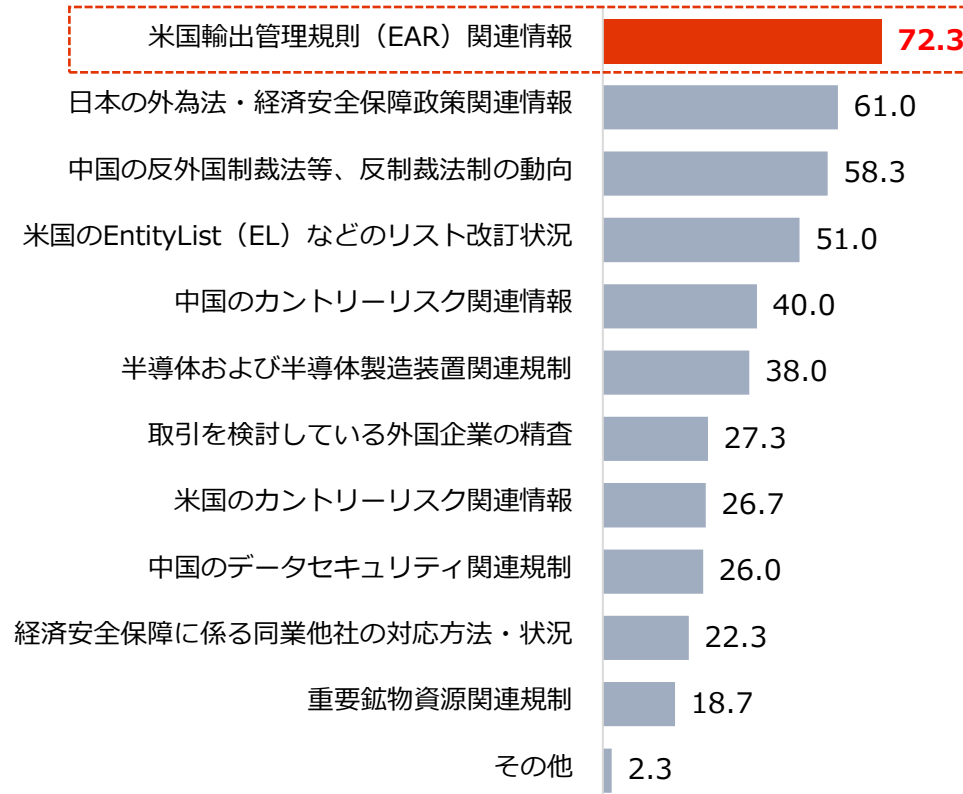
地政学リスクへの対応状況

(%)



情報収集を強化しているテーマ・分野

(%)



n = 403（有効回答者数）

n = 300（有効回答者数）

(注) 左図と右表ともに複数回答可。

(出所) ジェトロ・アンケート（2025年3月、ウェビナー「米国、中国の経済安全保障政策と日本企業の技術管理」参加企業を対象に実施）

4 | 強化される米国規制：企業に求められるデカップリング対応

- 米国の第2次トランプ政権は、輸出管理や直接投資関連規制の強化に加え、**安全保障上重要でない分野においても、対中強硬姿勢**を明確に打ち出している。
- 米国企業との取引において、**中国製品の使用を回避するような指示を受ける事例**も聞かれており、企業では事実上の米中デカップリングの進行や今後のさらなるデカップリングの加速を懸念する声もある。

米国による主な規制の例

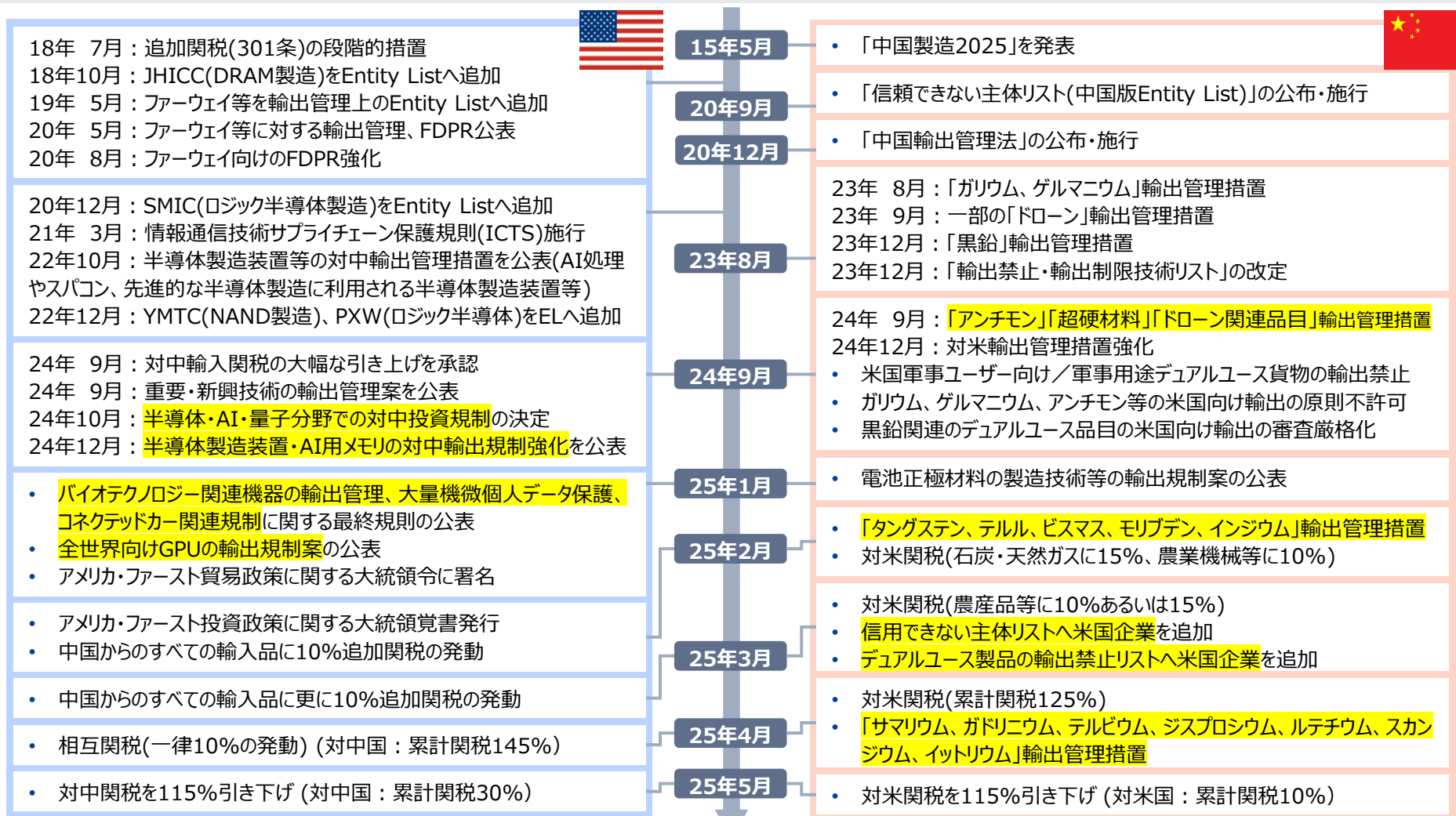


在米日系企業の声

- ・ グローバルなサプライチェーンをみて中国は別扱いとなっており、中国部品は中国用、米国市場向けは中国製品を使わないようにするなど、デカップリングしている。
- ・ 米国の顧客からは、明示的に中国や台湾で生産された製品を使わないようにとの指示が実際にある。引き合いの相談は、4～5年後に生産する製品であるため、米中のいわゆるデカップリングは今後数年でさらに明示的にでてくるかもしれない。

5 | 米中間での輸出管理措置等の応酬

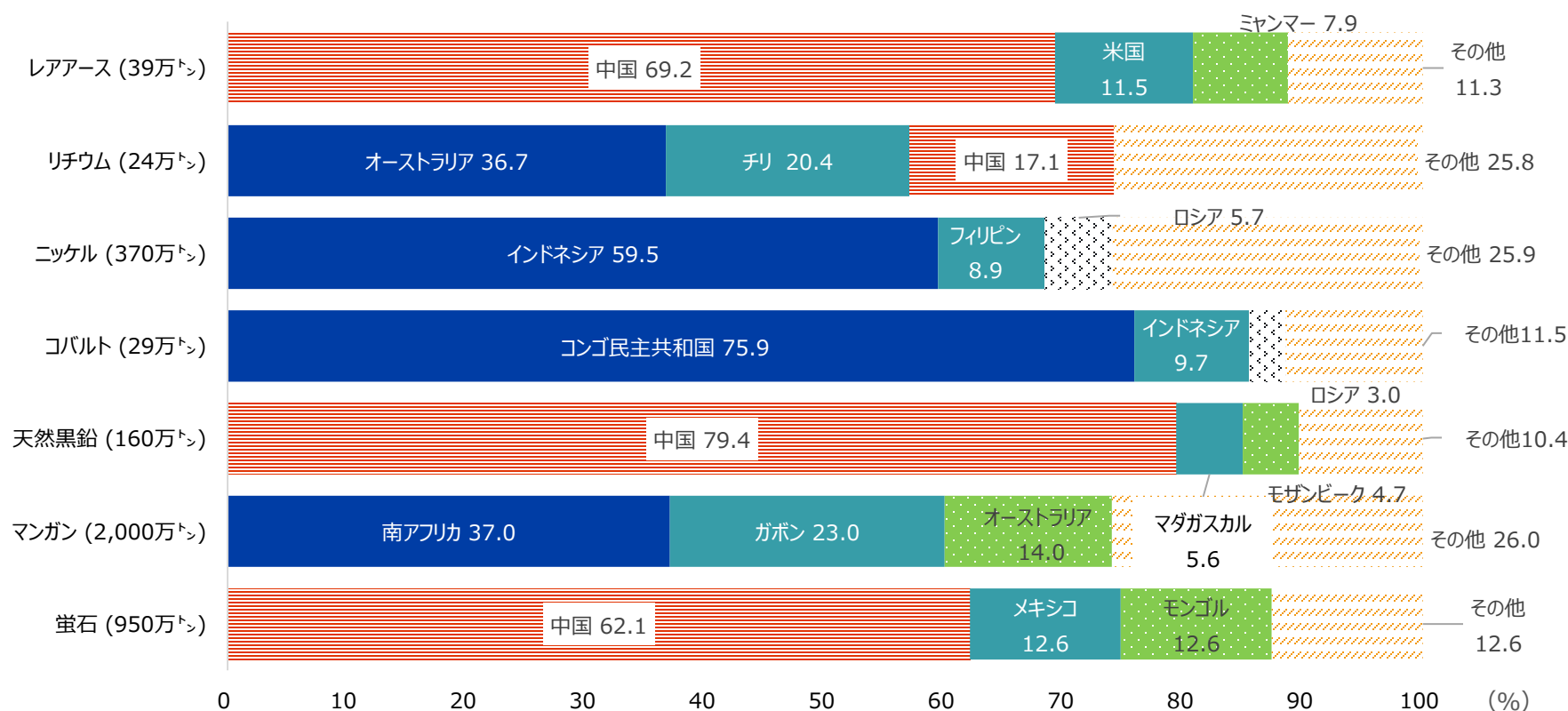
- 近年、米国は安全保障上の観点から、中国のAI・半導体製造能力を抑止するため、先端半導体の輸出管理を相次ぎ強化。中国は、自国に優位性のある重要鉱物等の規制を強化する動き。



6 | 重要鉱物の生産、一部の生産国・地域に偏在

- 蓄電池や半導体等に用いる重要鉱物の生産は、中国の存在感が大きい。輸出規制の対象となった例も。
- 採掘可能な量が僅少（価格変動リスク）で、一部の国地域に資源が集中する鉱物の確保が政策上重要に。

重要鉱物の生産シェア（主要鉱物/国・地域別、2024年）



〔注〕各鉱物記載右側の括弧内は、世界全体の年間生産量

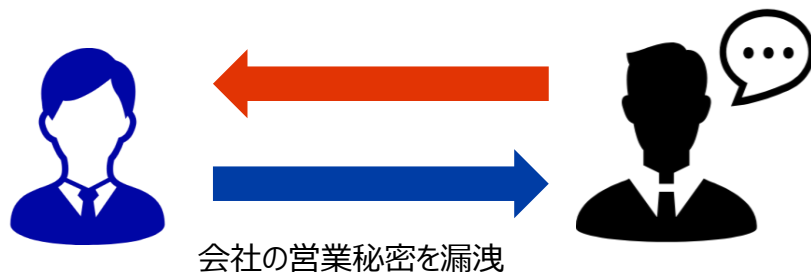
〔出所〕米国地質調査所（USGS）から作成

7 | 身近に潜む経済安保関連リスク～技術流出、不正輸出

- 「自社には関係がない」と思っている、実は狙われているケースもあり、技術流出リスク対策は必要。
- 輸出管理では、日本の外為法に加えて、米国・中国それぞれの輸出管理があり、対応強化が求められている。

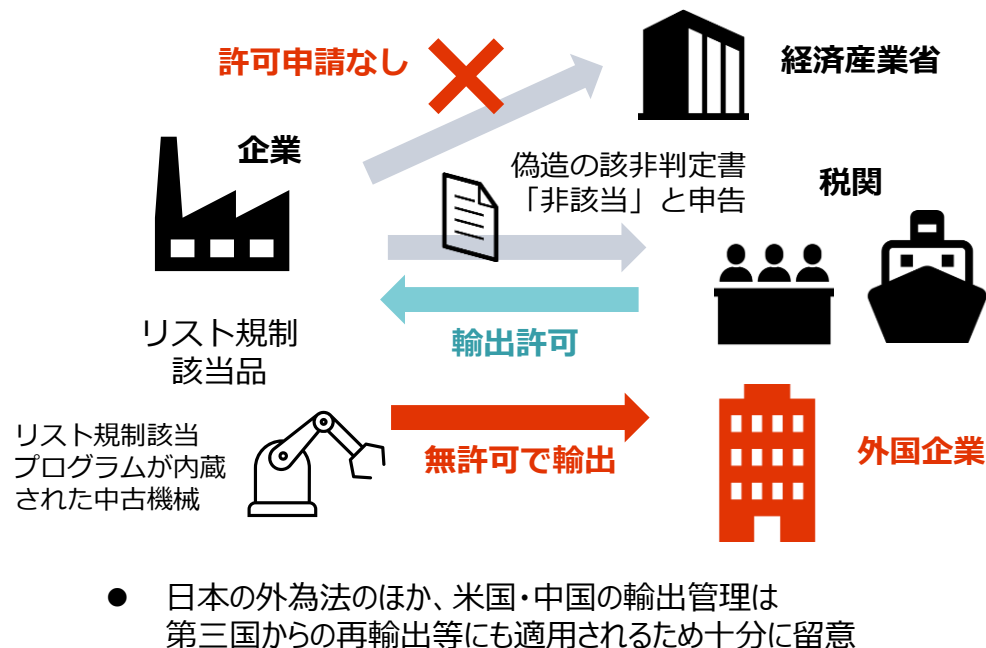
SNSや展示会を通じたアプローチ

SNSでリクルート等を装い日本人従業員に接触
展示会で偶然を装って名刺交換
徐々に要求をエスカレートして情報を要求



- 最初は公開情報から依頼し、謝礼等を贈答
- バレない漏えい方法などを伝達される
- 不正競争防止法違反で検挙される可能性も

該非判定書を偽造した不正輸出



- 日本の外為法のほか、米国・中国の輸出管理は第三国からの再輸出等にも適用されるため十分に留意



技術流出対策ガイドンス第1版（2025年5月）

経済安全保障上の課題への対応（民間ベストプラクティス集）－第2.0版－（2025年5月）

など参考になる資料がリリースされている (https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/index.html)

本日の内容

1. 国際通商秩序と多国間貿易交渉の行方
2. 自由貿易から経済安全保障の時代に
3. **グローバル戦略の練り直し急ぐ日本企業**

1 | 米国の高関税への対処に検討される手法は？

- 米国市場の開拓に向けて強化が必要だが、すぐの投資は様子見の企業も少なくない。
- かつてない高関税率、少しでも低くできないか？という方策を練る企業も。

USMCAの活用

関税評価額の再考

原産地毎に関税比較
原産性の確認

販売価格を再考

ファーストセール
ルールの活用

タリフ・
エンジニアリング

2 | サプライチェーン、輸出拠点をどうするか

- 米国の貿易赤字では、陸のASEANであるベトナム、タイ、カンボジア、ラオスが拡大。相互関税率も高水準に設定されている。相互関税を課されたASEAN・インド各国は対米交渉を開始。
- 対米輸出の重要性は、バラつきがみられる。影響の大きいベトナムは、2025年7月に交渉をまとめた。

米国の貿易収支と相互関税

(10億ドル、%)

	2018年 (金額)	2024年 (金額)	相互関税 (%)	
			4月	8月
世界	△ 870.4	△ 1,202.9	—	—
中国	△ 418.2	△ 295.4	125⇒34	34
ASEAN	△ 98.9	△ 227.6	—	—
ベトナム	△ 39.5	△ 123.5	46	20?
タイ	△ 19.3	△ 45.6	36	36
マレーシア	△ 26.4	△ 24.8	24	25
インドネシア	△ 12.7	△ 17.9	32	19?
カンボジア	△ 3.4	△ 12.3	49	36
フィリピン	△ 3.9	△ 4.9	17	19?
ラオス	△ 0.1	△ 0.8	48	40
ミャンマー	△ 0.2	△ 0.6	44	40
シンガポール	6.4	2.8	10	10
日本	△ 67.1	△ 68.5	24	15?
インド	△ 21.1	△ 45.7	26	26

(注) 赤色ハイライトは18年比で貿易赤字額が倍以上に拡大。

(出所) Global Trade Atlas、米国政府公開資料

ASEAN・インドの対米交渉の状況

(A : GDP比輸出総額、B : 輸出先に占める米国の割合)



ベトナム

A : 82.3%

B : 29.6%

- 2025年4月9日に米国との二国間貿易協定の交渉開始に合意。
- 7月2日、米国との貿易枠組みに合意。米国の相互関税は46%から20%に。



タイ

A : 55.4%

B : 18.3%

- 関税・非関税障壁（NTB）の削減、対米輸入拡大、農産品市場開放、原産地偽装・迂回輸出防止、対米投資促進等を提案（5月）。
- 7月にピチャイ財相が訪米。初の交渉。



マレーシア

A : 78.3%

B : 13.2%

- 25年ASEAN議長国として団結を呼びかけ。
- アジズ投資貿易産業相が4月に訪米。対米貿易黒字の削減、非関税障壁への対応、安全保障の強化、貿易協定締結等を議論。



インド

A : 12.1%

B : 18.2%

- 対米iPhone輸出等が増大。
- 5月、対抗措置として米国輸入関税の引き上げを示唆する一方、ゴヤル商工相はワシントンD.C.を訪問し非関税障壁等を議論。

3 | 中国企業の海外展開は止まらない（EVのASEAN展開の例）

- 構造的にASEAN展開が止まらない見込み

中国企業の東南アジア進出の背景

【理由1】 中国内景況感の悪さ

- 成長ドライバー不動産の失速
- 特に広東省・広州市のGDP成長率の低さ

【理由2】 生産・供給過多

- GDP上昇のため、政府要請もあり生産増
- 国内需要は増えず、在庫は増加する一方

【理由3】 熾烈な価格競争、原価低減

- 伝統OEM、新興含めNEVで熾烈な競争
- 従来型のICEは買いづらい（ナンバー規制）

【影響】 日系OEMのシェア急減

- 販売が厳しい、ニーズに合ったBEVモデルなし
- 中国企業と協力 / 中国で開発の方向

死守したい牙城

中資系の低コスト・競争力の源泉

【要因1】 サプライヤーへの厳しい要請

- 支払いサイト長期化、割引して支払い
- 2桁レベルの値引き要請、切り替えの示唆

【要因2】 補助金の活用

- 補助金取得・活用がうまい企業が強い
- 設備投資等、多くの企業が補助金を獲得

【要因3】 技術開発力・スピード／働き方

- ソフトウェアの強み（自動運転ほか）
- 次期搭載の研究開発のスピード・量
- 24時間、深夜にわたる働き方で時間短縮

【中資系】 東南アジア／新興国へ活路

- 東南アジア等、海外では比較的高く販売可
- 北米や日本等への販売はハードル

【見通し】 東南アジアでも同様のことが起こる？

- 過剰競争、値下げ合戦、積みあがる在庫
- サプライヤー買ったたたき／安い輸入部品が席卷

上海モーターショー（2025年4月）
今後ASEANに展開される技術・潮流も？



4 | 高い競争力を持つ中国企業と、どう向き合うか

- 中国系メーカーの強みでは、人的リソースやスピードに加えて、政府のバックアップもある。

中国系OEMの強み（日本企業との比較）

人材組織

- ・ 若い人的資源が豊富、給与水準も高くない
- ・ 組織がフラット化しており、意思決定も迅速

生産物流

- ・ 工場のDX化、生産効率向上
- ・ 物流のDX化、在庫管理時間や物流コストを削減

経営戦略

- ・ 垂直統合戦略によりバッテリーや半導体を自社生産
- ・ 1モデルに対する仕様類別を少なく設定

アフターサービス

- ・ 修理アプリを開発し、整備士の修理効率・精度を向上
- ・ AI技術を用いてメンテ部品の需要予測と最適化

開発設計

- ・ CAE、CFD、AI設計を駆使し、仮想環境でテスト
- ・ 「X-in-1」設計（電気駆動の3-in-1等）で点数削減

新規事業

- ・ 車両から生成されるビッグデータを販売
- ・ BYDでは仮想通貨をSC上で流通し、手数料削減

部品調達

- ・ 安価材料の採用（安価なLFP電池の性能向上）
- ・ サプライチェーン（バッテリーで世界77%）強化

政府支援

- ・ 政府は産業パーク内の工場用地を安価に提供。
- ・ NEVに様々な優遇。研究開発に税制控除を提供。

開発期間を短縮できる理由（手段）

- **アジャイル開発**：頻繁なOTA更新。ユーザーコミュニティから直接フィードバックを入手し、ニーズを把握。
- **VR技術活用**：モデル検討段階で、VR技術を活用することにより、工数・費用の削減、遠隔共同作業、ユーザー使用体験の事前確認などを実施。
- **人的リソースの大規模投入**：長時間労働を厭わない働き手が多い。大規模な研究開発費と人員を投入している。
- **コンカレントエンジニアリング**：リスクを適切に見極めし、柔軟な対応が取れる開発体制。責任感と機動力のあるチームを編成。
- **プラットフォーム&車種類別の統合・削減**：プラットフォームのモジュール化設計。重複開発を削減。
- **部品共用戦略**：プラットフォーム化。
- **車両スペックの適切化**：オーバースペック開発をしない。
- **サプライヤーの活用**：OEMからサプライヤーへ情報・判断権限を委譲し、開発業務も移管してサプライヤーの開発リソースを活用。

5 | 米国トランプ政権は「EV義務化」を撤回

- 第2次トランプ政権の発足により、米国はEVの推進政策を大幅に転換。バイデン前政権下のIRAでのEV税額控除を廃止した。また、一部の州で施行されていた2035年までに新車販売をクリーンビークルとする義務を無効化。
- 同政権は、関税政策を活用した国内への製造業誘致には積極的。米国自動車市場は、内燃機関車やハイブリッド車などが中心となる兆し。

トランプ政権がEV推進政策を取りやめ

撤回

アドバンスド・クリーンカーII (ACC II) 規制

カリフォルニア州と追随する11州+ワシントンD.C.



カリフォルニア州の排ガス規制の撤廃により、「2035年までに新車販売の100%をクリーンビークル（BEV、PHEV、FCV）とする」義務が無効化された。

これらのトランプ政権の政策により、気候変動・再エネ政策を推進する州と連邦政府間で訴訟など対立深まる。

撤回

インフレ削減法（IRA） EV税額控除

クリーンビークルに対する税額控除〔内国歳入法（IRC）30D、25E、45W〕
消費者のEV購入意欲の喚起を目的に、車両の組み立てが北米で行われていることなどを条件に最大7,500ドル購入者の税額控除。

2025年7月4日

減税と歳出削減を盛り込んだ、「大きくて美しい1つの法案」の成立
同法の成立に伴い、EV税額控除措置は2025年9月末に廃止される。

第2次トランプ政権下で発表された完成車 メーカーの投資案件

- ◆ステランティス（50億ドル）
複数の車種対応のラインで製造
- ◆ゼネラルモーターズ（GM）（8億8,800万ドル）
エンジン工場
- ◆トヨタ自動車（8,800万ドル）
ハイブリッド車



米国自動車市場の重心は、EVから内燃機関車、ハイブリッド車へ移る可能性が高い。



バンク・オブ・アメリカ
(BOA) 証券

6 | 米国はIRAのクリーンエネルギー関連支援を廃止

- インフレ削減法（IRA）のクリーンエネルギー関連の税額控除の廃止も盛り込まれた大型減税法案「大きく美しい1つの法案」が議会を通過し、2025年7月4日にトランプ大統領の署名により成立。
- バイデン前政権で注目されたクリーンビークルや水素製造に対する税額控除は前倒しで廃止へ。

		H₂		
IRAの条項	クリーンビークル（注1）に対する税額控除	クリーン水素製造税額控除	クリーン電力生産税額控除（45Y） クリーン電力投資税額控除（48E）	クリーン燃料製造税額控除
大きく美しい一つの法での改定	2025年9月30日廃止	着工期限の前倒し	稼働期限の設定	控除期間 延長
改定前の控除・補助金の内容	EVを購入した消費者に最大7,500ドル（新車の場合）の税額控除。（該当モデルが北米で組み立てられていることなどの条件あり）	温室効果ガス（GHG）のライフサイクル排出量に応じ、製造された水素1キログラム当たり0.6ドル～3ドルの範囲で製造事業者に付与。2032年末までに着工。	発電施設所有者が請求可。 （45Y）控除額は、一般的に1kWh当たり0.3セント、適格施設の建設、修理、改造に当たり、一定の要件（注2）や例外を満たした場合は1.5セントとなる。この控除は、適格設備が使用開始されてから10年間適用される。 （48E）控除額は通常、適格投資額の6%であり、納税者が一定の要件や例外を満たす場合は30%に増加する。	クリーン水素製造事業者が請求。 控除額は、1ガロン当たりの適用額に排出係数を掛けたもの。適用額は、サステナブル航空燃料（SAF）でない輸送用燃料の場合は1ガロン当たり0.20ドル、SAFの場合は1ガロン当たり0.35ドルであり、納税者が一定の要件または例外を満たす場合は5倍になる。この控除は、2028年1月1日以前に販売された燃料に適用される。
改定後の留意事項	—	2027年末までに着工。	太陽光・風力発電について、原則として2027年12月31日までに稼働することを求める。ただし、法案成立1年以内に総事業費5%を費やして建設を開始した場合は、4年間の猶予が与えられる例外規定も含まれる。	ほかの税控除とは逆に、控除期間が延長され、2029年末までに製造されたものが対象となる。本条項は、米国、メキシコ、カナダの原料から製造された燃料にのみ適用される。

（注1）バッテリー式電気自動車（BEV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、燃料電池車（FCV）の総称。

（注2）実勢賃金や徒弟制度の要件。（出所）米国連邦議会下院の歳入委員会資料および上院資料から作成

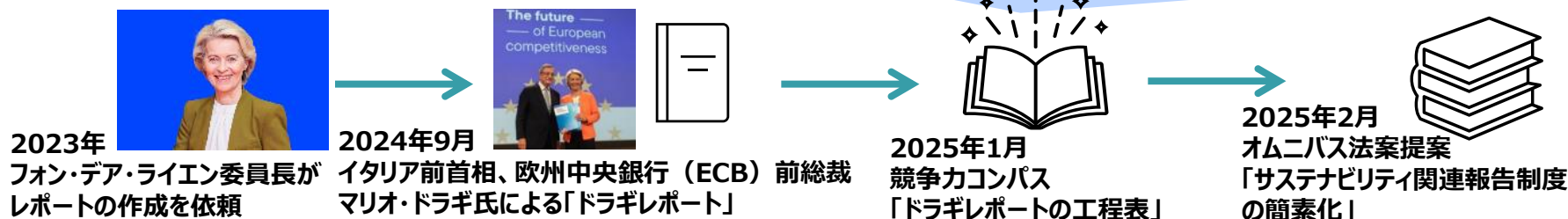
7 | EUはサステナビリティ負担を軽減し競争力強化へ

- 米中を念頭に置いた**域内産業の競争力強化を最優先**し、過剰な域外依存の低減を目指す経済安全保障重視の方向性にシフト。EU域内産業の競争力強化に向けた行程表「競争力コンパス」に基づき、次々と政策が発表。
- EUはサステナビリティ政策として環境・人権に対する規制や報告制度を次々に打ち出したが、2025年に入り、**特にサステナビリティ関連の報告事項で企業負担の軽減**を模索。欧州委員会はオムニバス法案として提案し、現在審議中。



キーワードは、「競争力」

- (1) **米中とのイノベーション格差の是正**…スタートアップ・スケールアップ戦略、AI活用戦略など
- (2) **脱炭素化と競争力強化の両立**…グリーン産業ディール、CBAMの見直し、自動車部門に関する産業行動計画など
- (3) **過剰な域外依存の軽減と安全保障の強化**…域内安全保障戦略（Protect EU）、欧州防衛の将来に関する白書など



EUの法令	オムニバス法案での見直し (青字は審議中の欧州委員会案)
炭素国境調整メカニズム（CBAM）	適用対象外基準を拡大（基準：輸入者当たり年間累積輸入50トン未満）。これにより対象を9割削減。
企業持続可能性報告指令（CSRD）	適用対象の削減（EU企業の従業員数の引き上げ、EU域外企業の純売上高の引き上げ）、適用開始時期の延期（第2段階は2028年、第3段階は2029年から）。
企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）	適用対象企業が実施するDD内容、頻度（1年ごと→5年ごと）の軽減。一部適用開始時期の延期（第1段階を第2段階と同じ2028年7月26日からに変更）。

8 | 引き続き、日本企業の強みとなるグリーン技術

- 50年超ぶりに大阪で再び開催された国際博覧会、大阪・関西万博。「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマにあらゆる製品、技術、文化が紹介されている。
- 万博テーマの1つ、「グリーン万博」のコンセプトの下、日本や海外の新たなグリーン技術も集まった。

大阪・関西万博で展示中の国内外のグリーン技術

直接空気回収（DAC）

「RITE未来の森」には、**1日300キロのCO2を回収**できる日本最大規模のDAC装置を間近で見学できる。DACは数少ないネガティブエミッション技術の1つ。



ペロブスカイト太陽電池

西ゲートでは**世界最大級のペロブスカイト太陽電池**がお出迎え。厚さ1ミリのフィルム型太陽電池は薄くて、軽くて、曲がる。設置の可能性は∞。



SEKISUI

CO2を固定化したアスファルト舗装材

「CO2を食べる自動販売機」で回収した**CO2をアスファルト舗装材に固定化**。身近なところでCO2の活用普及を進める。



Asahi

ドイツ・循環経済

循環経済の先駆的存在のドイツ。循環経済に貢献するドイツ企業の取り組みをさまざまな展示を通して学ぶことができる。



イタリア・発電する凧

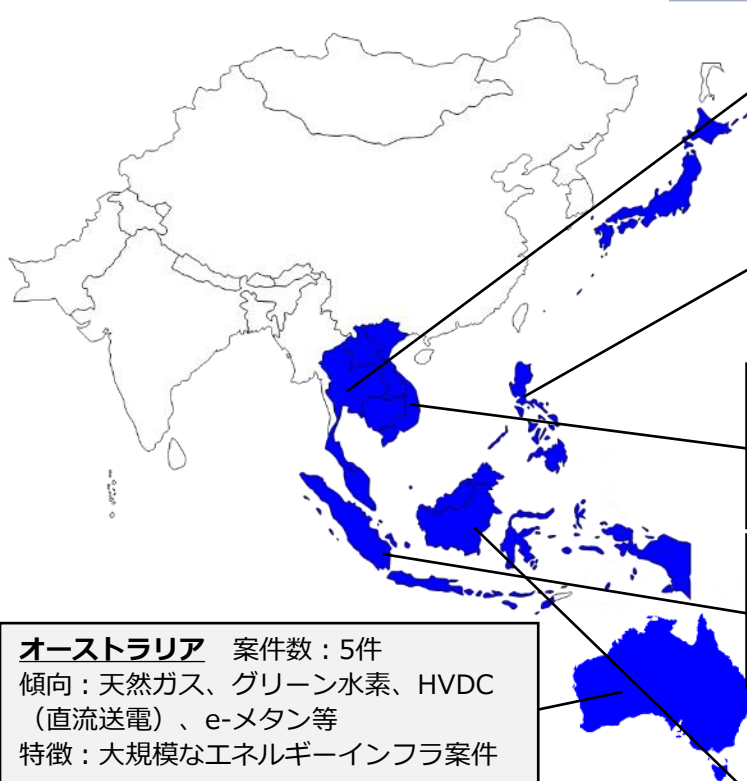
イタリアからは再生可能エネルギー関連のスタートアップが、ユニークな発電技術を紹介。**凧型の発電機や20ftコンテナに収まる太陽電池**などでオフグリッド地域の電力アクセスに貢献を目指す。



9 | アジアで最も期待される日本企業のグリーン技術

- 2023年に立ち上がったアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）は3年目を迎える。アジア全体では脱炭素化への資金ニーズが約**4,000兆円**と見込まれ、日本は同枠組みの中でルール形成をリードし、アジアの脱炭素への貢献を目指す。
- 2024年10月11日には第2回AZEC首脳会合が開催され「今後10年のためのアクションプラン」が採択された。また、日本企業・機関と現地間で進行中の121件の協力案件リストも公表された。

第2回AZEC首脳会合に向けた協力案件リスト（上位6か国を抜粋）



タイ 案件数：22件
 傾向：発電所の脱炭素化、住宅分野の脱炭素化、農業分野での脱炭素等
 特徴：住宅等不動産関連、農業支援目立つ

フィリピン 案件数：21件
 傾向：農業分野での脱炭素化、カーボンクレジットの創出
 特徴：農業、森林分野での取り組み目立つ

ベトナム 案件数：29件
 傾向：再エネ、農業からの炭素排出削減。工業団地の脱炭素化等
 特徴：グリーン工業団地、農業支援

マレーシア 案件数：21件
 傾向：持続可能な航空燃料（SAF）、CCS、e-メタン
 持続可能な木材利用の促進等
 特徴：エネルギー分野の協力、森林保全の推進

インドネシア 案件数：56件 **（最多）**
 傾向：GHG排出量算定、水素・アンモニア、CCS、e-メタン、再エネ（太陽光・水力）、農業支援、EVエコシステム構築、気候変動教育など多岐にわたる
 特徴：人材開発からエネルギー分野まで多様な協力



IHIがグリーンアンモニアの燃焼を検討するインドネシアPT PLN 社所有のLabuan石炭火力発電所
 （出所）経済産業省資料



第2回AZEC首脳会合
 （図表と画像の出所）経済産業省

AZECパートナー国：オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、日本、ラオス、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
 （アルファベット順）

本日のまとめ

1. 国際通商秩序の瓦解と多国間貿易交渉の行方

- 自国第一主義で国際通商秩序の根幹を揺るがす米国、輸出管理強化を外交カードに用いる中国に対し、日本は自由貿易の旗手として多国間枠組みの強化を推進。
- CPTPPとの連携に積極姿勢を示すEUや通商秩序維持の担い手として存在感を高めるグローバルサウス諸国との連携が鍵に。

2. 自由貿易から経済安全保障の時代に

- 地政学リスクの高まりに伴う主要国の政策介入の広がり、貿易投資の不確実性を高め、日本企業にさまざまな対応を迫る。情報収集や社内教育、輸出管理上の審査強化などが当面の優先課題に。

3. 日本企業はグローバル戦略の練り直しを急ぐ

- 米国市場：高関税に対して当面、可能な方策を検討していく。更なる投資強化も。
- 中国市場：着実にグローバル競争力をつける中国企業への対応を探る。
- その他：米国やEUでサステナビリティ政策が新たな局面を迎える中、グローバルサウスについては、日本企業のサステナビリティ技術などへ期待が高い。信頼できるパートナーとしての存在感を発揮へ。

2025年版「ジェトロ世界貿易投資報告」 ウェビナー資料

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 国際経済課



03-3582-5177



ori@jetro.go.jp



〒107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

■ ご注意

【注】単位未満を含むため、末尾が合わない場合があります。

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。